

告 示

埼玉県告示第千百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

西部年金センター特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百八十七号で告示した区域（面積二百九十七ヘクタール）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器